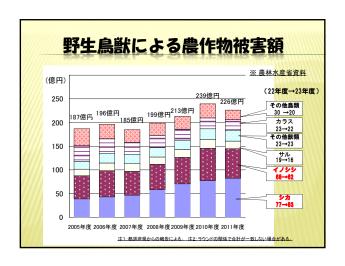
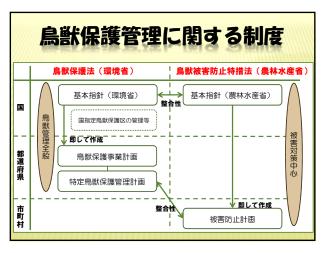
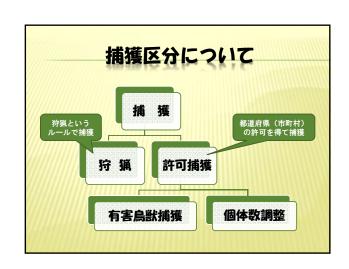
平成25年度地域ぐるみで取り組む 鳥獣被害対策に関する研修会 狩猟免許を有しない 従事者制度の概要 環境省 鳥獣保護業務室 松尾 浩司







# 



# 狩猟者の現状

狩猟者の高齢化と減少 (ピーク時の6割減・平均年齢約65歳) +厳しい銃刀法規制

遅くとも10年後には、現状の捕獲数を 維持できない?

生態系・農林業被害の拡大?

# 今後の取組の方向性

被害農家の意識改革の必要性 行政に対して何らかの対応を求める

猟友会へ駆除を依頼

(いつまでこの体制でやっていけるのか…?)

⇒狩猟免許を持たない者を含めた 地域ぐるみでの捕獲体制が求められる

### 狩猟免許を持たない者の有害鳥獣捕獲への 補助者としての参加について

- H23までは、特区による特例事業 「有害鳥獣捕獲における狩猟免許を有しない従事者容認事業」
- ・ 本事業については全国65市町村で認定を受けた。 地域ぐるみでの取組の効果を期待
  - ○H23に環境省の基本指針を改定⇒H24から、全国展開

狩猟免許を持たない者であっても、一定の要件のもとで、 わな等による有害鳥獣捕獲に補助者として参画が可能に。

# 狩猟免許を持たない者の有害鳥獣捕獲への 補助者としての参加について

◆制度の概要(基本的考え方)

有害鳥獣捕獲の従事者は原則、狩猟免許が必要だが、以下 の条件を全て満たせば免許を受けていない者を補助者として 含むことが出来る。

- ・有害鳥獣捕獲の許可を受けた法人(※)による捕獲の場合 ※市町村や農協、森林組合等、環境省が定める法人
- ・銃器以外の方法による場合
- ・従事者の中に猟法の種類に応じた狩猟免許所持者が 含まれる場合
- ・当該法人が従事者に対して講習会等の実施により 捕獲技術、安全性等が確保されていると認められる場合

# 取り組みを行うにあたって

- ・鳥獣保護事業計画への位置づけ
  - ○各都道府県の鳥獣保護事業計画に本制度を位置づけることが原則。

- ただし、義務ではない。 ⇒現在の体制で問題がない地域では導入の必要性は低いと考えられる。 ⇒導入する場合には地域の狩猟等の状況、被害状況等の実情に応じた対応が必要。
- ・行政、猟友会、農業者等を含めた地域の合意形成

地域関係者で議論を行い、地域の現状認識の共有や実施体制、役割分担等に

# 実施方法(1)

#### 使用する猟具

箱わなと囲いわなを基本とする

ただし、地域の合意形成が図られ、鳥獣 の保護や住民の安全が確保される場合は、 くくりわな等も可

# 実施方法(2)

### 捕獲技術・安全性の確保

捕獲技術、安全性等確保のため、許可を受ける法人が 猟友会等と協力しながら猟具の設置や撤収方法、関係 法令等について講習を行う

具体的な講習内容については免許更新時講習等を参 考に、地域における補助者の役割等を考慮して地域の 実情に応じた内容で実施(猟友会の狩猟免許講習会等 の活用も可能)

(2)保険への加入 捕獲許可を受けた法人が保険へ加入

### 実施方法(3)

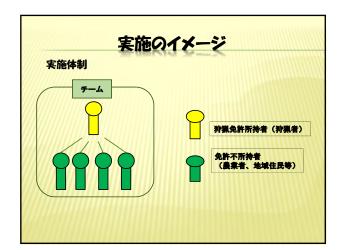
#### 役割分担

作業の特殊性から、捕獲技術を習得している免許所持者 と補助者を同等に扱うことは困難であり、役割分担が重要

(1)免許所持者の役割 捕獲従事者や周辺住民の安全を確保するため、鳥獣の 生態や生息地等に詳しく、 狩猟の知識と経験を有する免許所持者が補助者を適切に指揮・監督する。

(2)補助者の役割

免許所持者の補助者としてわな設置や止めさしを補助 的に行う。わなの点検やえさ置きを主として行う。





# 補助者になって出来ること、出来ないこと

	わな セット	えさまき	見回り	製作動によ るわなの再 セット	止めさし
免許非所持者	×	0	0	×	×
補助者	Δ	0	0	0	Δ
免許所持者	0	0	0	0	0
○:出来る △:免許所持者の補助として出来る >:・出来ない					

#### 実施に当たっての留意点

・わな設置数の増加による錯誤捕獲の増加

わな設置後は見回いを適切に行うとともに、錯誤捕獲が発生したときの

・不適切な餌付けによる人里への動物の誘因

不適切な餌付けにより、不用意に人里に野生動物を誘引しないよう注意する。

・専門家の助言

適切かつ効果的な捕獲が行われるよう、専門家の助言を受けながら実施する。 専門家については、環境省人材登録事業に登録された者の活用を推奨する。

